



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

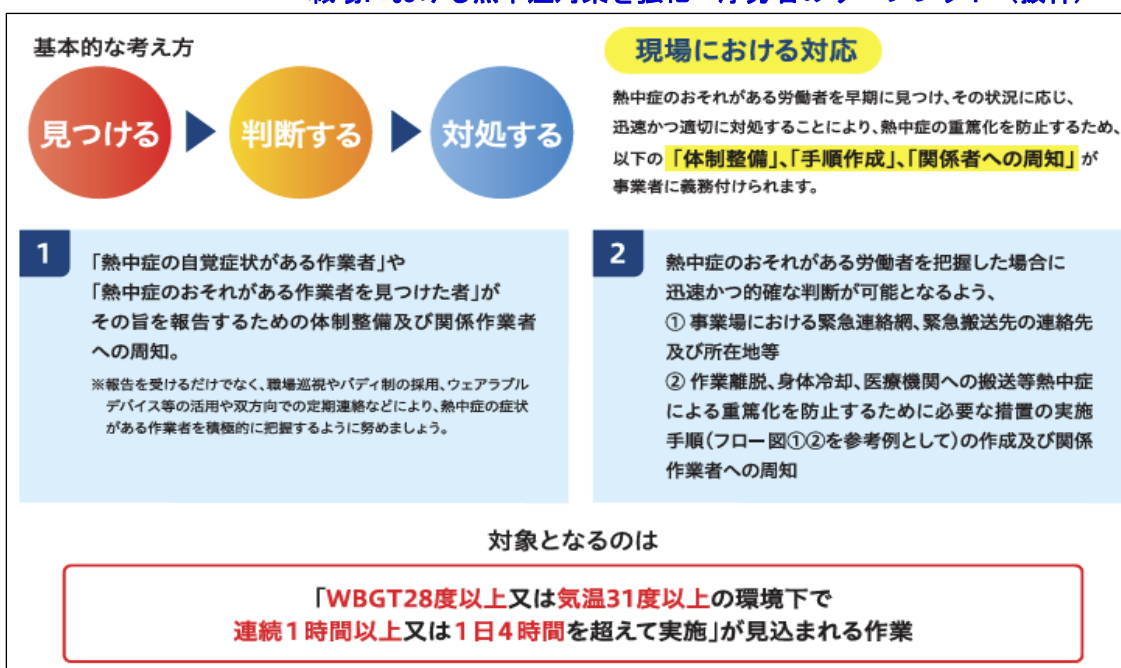
組 合 通 信

7
2025施行済みの
改正

令和7年6月から職場における熱中症対策を強化

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 57 号）」により、労働安全衛生規則 612 条の 2 が新設され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されました。これは、職場における熱中症対策を強化するものです。厚生労働省のリーフレットで、その概要を確認しておきましょう。

.....職場における熱中症対策を強化 厚生省のリーフレット（抜粋）.....



★夏場に屋外で作業を行う場合は、ほぼ、対象となることが想像できます。上記のリーフレットのほか、もう少し詳しい内容を説明したパンフレットも公表されていますので、確認しておきたいところです。お声掛けいただければ、ご用意いたします。なお、改正により新設された労働安全衛生規則 612 条の 2 は、労働安全衛生法 22 条に基づくものであり、

個々の事業者に対し、措置義務が課されます。この労働安全衛生法 22 条には、罰則が設けられており、同条の規定に違反した者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処することとされています（同法 119 条 1 号）。

決定済み・
施行待ちの改正

「令和7年度税制改正(基礎控除の見直し等関係)Q&A(令和7年5月)」を公表

これまでもお伝えしてきましたが、令和 7 年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。この改正について、国税庁から、「令和 7 年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q & A（令和 7 年 5 月 30 日）」が公表されました。ここでは、その Q & A の一つを紹介します。

.....令和 7 年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q & A（令和 7 年 5 月 30 日）／Q & A 4－1.....

Q 令和 7 年 12 月に行う年末調整での税額計算において注意する点を教えてください。

A 注意する点は以下のとおりです。

① 「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

令和 7 年 12 月に年末調整の計算をする際には、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください。

(注) 改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」は、国税庁ホームページに令和 7 年 8 月末頃に掲載する「令和 7 年分年末調整のしかた」に掲載予定です。

② 基礎控除額が改正されましたので、従業員から提出を受けた基礎控除申告書を基に、基礎控除額を控除してください。



(次ページへ続く)

- ③ 特定親族特別控除が創設されましたので、従業員から提出を受けた特定親族特別控除申告書を基に、特定親族特別控除額を控除してください。
- ④ 本年分の毎月の徴収税額の合計額が年調年税額よりも多いときには、その差額（過納額）は、その過納となった人に還付します。



過納額が生じた場合には、その過納額を年末調整を行った月分（通常は本年12月分。納期の特例の承認を受けている場合には、本年7月から12月までの分）として納付する源泉徴収税額から差し引き、過納となった人に還付しますが、年末調整を行った月分の徴収税額のみで還付しきれないときは、その後に納付する源泉徴収税額から差し引き順次還付します。（以下、省略）

★このQ & Aにより、令和7年度税制改正による年末調整の変更点などについて、国税庁の現時点における見解を知ることができますので、早めに確認しておくようにしましょう。必要であれば、お声掛けください。Q & Aのリンクなどを紹介させていただきます。

**重要改正
要チェック！**

被用者保険の適用拡大、在職老齢年金の見直しなどを盛り込んだ 年金制度改正法が成立しました

令和7年6月13日、年金制度改正法（正式名称は「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」）が可決・成立しました。その全体像を確認しておきましょう。

.....令和7年通常国会に提出された年金制度改正法の全体像.....

<主な改正項目>

I 公的年金制度の見直し

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| 1 被用者保険の適用拡大等 | 4 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的な引上げ |
| 2 在職老齢年金制度の見直し | 5 将来の基礎年金の給付水準の底上げ←衆議院で、附則に追加 |
| 3 遺族年金の見直し | |

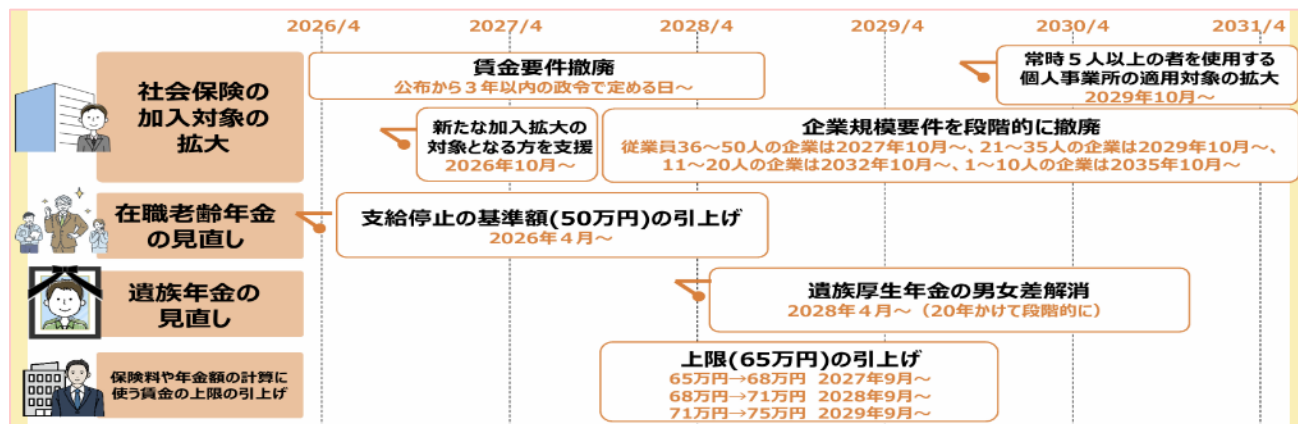
II 私的年金制度の見直し

- 個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限の引き上げ
- 企業年金の運用の見える化

III その他

子に係る加算額の引上げなど

<主な改正規定の施行期日（厚労省のHPより）>



★年金の受給権者・被保険者はもちろん、適用事業所（企業）にも影響を及ぼす改正規定が含まれており、非常に重要な改正となっています。今後の動向に注目です。動きがありましたら、改めてお伝えします。

**お仕事
カレンダー
7月**



7/10

- 6月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 納期特例の適用を受けている源泉所得税（1～6月分）の納付期限
- 健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届の提出期限
- 労働保険の年度更新手続きの締切日

7/31

- 6月分健康保険料・厚生年金保険料の納付期限
- 5月決算法人の確定申告と納税・11月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 労働者死傷病（休業4日未満）報告（4～6月分）の提出期限

◆あとかぎ◆